

# 「宮崎県海外ビジネスサポートデスク」利用の手引き【令和8年度】

宮崎県商工観光労働部国際・経済交流課

## 1 概要

宮崎県は、県内企業等のグローバルな事業展開を支援するため、現地のビジネス事情に精通した企業への業務委託により、「宮崎県海外ビジネスサポートデスク（以下「サポートデスク」という。）」を設置します。

サポートデスクでは、県内企業等からの利用申込みに基づき、原則無料でサポートデスクが持つ豊富な幅広いネットワーク等を活用した支援を気軽に御活用いただけます。各地域への事業展開の一助としてお役立てください。

## 2 支援対象地域及び業務委託先

対象地域	ASEAN 地域	北米地域	欧州地域
サポートデスク設置国	ベトナム、インドネシア、カンボジア、ミャンマー ※1	アメリカ	フランス ※2
業務委託先	株式会社フォーバル	ワイズアンドパートナーズ・ジャパン株式会社	株式会社イースト

※1 サポートデスクを設置していないASEANの国についても相談可能な場合があります。

※2 サポートデスクを設置していない欧州の国についても相談可能な場合があります。

## 3 設置期間

【ASEAN、北米】令和8年5月25日（月）から令和9年2月26日（金）まで

【欧州】令和8年6月22日（月）から令和9年2月26日（金）まで

## 4 利用資格

宮崎県内に事業所を有する企業等（以下「利用者」という。）

## 5 支援業務の内容

サポートデスクでは、利用者からの申込みに基づき、次の支援業務を行います。

(1) 現地情報、現地企業等に関する情報提供

(2) 利用者への海外展開支援業務

- ・事前準備支援
- ・販路開拓支援
- ・伴走型支援
- ・商談支援

(3) 現地の市場動向に関する調査

(4) 利用者の出張等の支援（通訳、移動手段手配等）

(5) 外国人材確保に関する情報収集及び情報提供

(6) 現地法人設立に関する相談業務

(7) 上記以外の利用者の海外展開に関する相談

※上記（1）～（7）の相談内容によっては、サポートデスクから専門家を紹介される場合もあります。

### 【対象外の業務】

①契約書類等の作成（助言、専門家等を紹介することは可能とする。）

②具体的ビジネスを伴わない依頼

③違法及び公序良俗に反すると判断される業務等

※対象外の業務等について受託事業者が利用者と直接契約を結ぶことは妨げない（③を除く）。

## 6 費用負担

サポートデスク利用に係る経費は原則無料です。

ただし、以下の経費等は利用者の負担となります。

- (1) 利用者の出張に係る渡航費、現地交通費、宿泊費等
- (2) 相手方との商談や懇談等に要する経費（会場費、飲食代、土産代、商品サンプル代等）
- (3) 利用者側からの通信費
- (4) サポートデスクが紹介した各専門家と利用者が契約することで発生する費用
- (5) 支援業務外の内容で利用者がサポートデスクと直接契約することで発生する費用
- (6) その他、支援業務に含まれないサービスを受ける場合

## 7 利用方法

利用に際して「宮崎県海外ビジネスサポートデスク利用申込書」を添付いただき、希望するサポートデスクのメールアドレス宛に送付いただきますようお願いいたします。各地域を担当するサポートデスクにて申込書の確認後、各サポートデスクより御連絡します。

- (1) ASEAN 地域サポートデスク  
E-mail: [h-kowata@forval.co.jp](mailto:h-kowata@forval.co.jp)
- (2) 北米地域サポートデスク  
E-mail: [support-miyazaki@ysandpartners.com](mailto:support-miyazaki@ysandpartners.com)
- (3) 欧州地域サポートデスク  
E-mail: [support-eu@east-inc.jp](mailto:support-eu@east-inc.jp)

## 8 利用上の注意

- (1) サポートデスクの利用により、直接、間接に関わらず生じた結果について、利用者が不利益を被る事態が生じても、県及びサポートデスクはその責任を負いません。
- (2) サポートデスクの紹介した商談先等が、結果として利用者の希望と異なっても、県及びサポートデスクはその責任を負いません。
- (3) 利用の申込内容によっては、他の適当な公的機関や団体等を御紹介する場合や、御利用をお断りする場合があります。
- (4) 利用申込の内容に応じ、余裕をもってお早めにお申し込みください。お申込みの段階で時間的な余裕等がない場合、御希望の支援業務を実施できない場合や御利用をお断りする場合があります。
- (5) 年度途中であっても予算額に達した場合は、期間内でも支援を終了することもあります。
- (6) お申込み後においても、現地事情等により、支援業務の実施・調整ができない場合があります。